

滋賀県高齢化対策審議会について

1 高齢化対策審議会

(1) 設置の根拠

滋賀県附属機関設置条例

(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく知事の附属機関)

(2) 設置の趣旨

知事の諮問に応じて高齢化対策に関する総合的施策の策定およびその推進に関する重要な事項について調査審議することならびにこれらの事項について知事に意見を述べる。

(3) 現委員の任期

令和3年12月1日から令和5年11月30日までの2年間

(4) 委員の数

25名以内(平成23年改選時に減員し、現委員数は20名)

(5) 委員の構成

- (1) 学識経験者、(2) 市町の長または議会の議員、(3) 公共的団体等の代表者、
(4) その他知事が適当と認める者の中から知事が任命する。

(現委員の構成)	(1)学識経験者	7名
	(2)市町の長	1名
	(3)公共的団体の代表者	10名
	(4)その他(公募委員)	2名

2 審議会の開催実績

■令和2年度

○第1回(令和2年7月20日)

(1) 会長・副会長の選出について

(2) レイカディア滋賀高齢者福祉プランの改定について

○第2回(令和2年9月2日)

(1) レイカディア滋賀高齢者福祉プランの改定について

○第3回(令和2年11月11日)

(1) レイカディア滋賀高齢者福祉プランの改定について

○第4回(令和3年2月5日)

(1) レイカディア滋賀高齢者福祉プランの改定について

■令和元年度

○第1回(令和元年9月10日)

(1) レイカディア滋賀 高齢者福祉プランの進捗について

(2) 保険者機能強化推進交付金について

(3) 介護人材の確保・育成・定着について

(4) 認知症施策について

(5) 人生100年ワクワク検討部会の進捗について

○第2回（令和2年3月26日：新型コロナウイルス感染症により中止）

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) レイカディア滋賀高齢者福祉プランの進捗状況について
- (3) 次期プランの改定について
- (4) その他
 - ・令和2年度地域医療介護総合確保基金事業について
 - ・令和2年度「健康しが」予算状況について

■平成30年度

○第1回（平成31年1月18日）

- (1) レイカディア滋賀高齢者福祉プランの進捗について
- (2) 介護人材の確保・育成・定着について
- (3) 認知症施策の推進について
- (4) 部会の設置について

滋賀県高齢化対策審議会における委員意見の反映例について

令和2年度は、令和3年度～令和5年度を対象期間とする「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」の策定（改定）年度であり、委員の皆様から多くのご意見をいただきました。ここでは一例を挙げさせていただきます。

	原案	意見	修正結果
構成	「感染症や自然災害に対応できる体制づくり」を第1章とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標等から照らすと、感染症が第1章となるのはいかがなものか。 ・社会づくり、体制づくりのような章の一部としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症は第1章とはせずに、関係各章にちりばめる形で整理。 ・資料編で関係各所を抜粋、再掲。
構成	「介護職員の確保・育成・定着」を上記に代えて第1章とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会づくり、体制づくり、それを支える人材という流れではないか。いつも介護職員に支えてもらうのではなく、まずは地域の支えあいではないか。 	社会づくり⇒体制づくり⇒人材確保・育成・定着の流れで構成。
内容		ヤングケアラーについても触れられるなら触れてほしい。	ヤングケアラーについて、現状と課題で言及。 (ただし国の全国調査等の実施前であり、具体化には至らず)
内容	高齢者向け住宅等を適切に選択できるよう…サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進…	質の低いサ高住もあることから、立ち入り検査等で注意してほしい。	…より良いサービスの提供がなされるよう…指導を市町と連携して行う旨を記載。
表現	満ち足りた最期(QOD)に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・最期という表現はいかがなものか。市民から見ると突然では。 ・よい生があってこそそのよい最期なので、本人が満足できる人生を生きるといった趣旨の方がよいのでは。 	豊かな人生を生きぬくQOL・QODの推進に変更

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」

序章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

県の「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化した高齢者施策に関する総合的な計画

2 計画期間 令和3年度～令和5年度の3年間

第1章 高齢者を取り巻く状況

(2020年 → 2025年 → 2040年)

人口推計	[15～64歳]	59.8%	→	59.2%	→	54.7%
	[65歳以上]	26.3%	→	27.5%	→	32.7%
	[75歳以上]	13.2%	→	16.0%	→	18.4%
高齢者世帯	[単身世帯]	10.0%	→	11.0%	→	14.8%
	[高齢夫婦世帯]	12.6%	→	12.6%	→	13.5%
要介護(要支援)認定者						
ア 認定者数	[65歳以上]	64,650人	→	74,179人	→	94,740人
	[75歳以上]	57,963人	→	68,265人	→	88,229人
イ 認定率	[65歳以上]	17.5%	→	19.3%	→	22.3%
	[75歳以上]	31.4%	→	30.8%	→	37.3%

第2章 計画の目指すもの

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～

2 基本目標

- (1) 地域力を生かした健康づくり・介護予防の推進と共生社会づくり
- (2) 医療と介護の一体的な推進と地域包括ケアシステムの深化
- (3) 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築

特に強調したい視点(重点事項)

1 地域で活躍する人材の確保・育成・協働

介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・定着・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を促進します。

2 地域の特性に応じた支援の充実

暮らしに身近なところでの健康づくりや介護予防活動などが展開されるよう、住民やNPOなどの活動の促進や、多様な担い手による生活支援サービスの充実など地域で支え合う仕組みづくりを支援するとともに、地域の特性に応じたサービス提供が実施されるよう、市町を支援します。

3 地域医療構想の展開を踏まえたサービスの一体的な提供体制づくり

高齢化の進展や、病床の機能分化・連携などの地域医療構想の展開により見込まれるさらなる在宅医療や介護サービス需要に対応しながら、必要な人に必要な医療・介護サービスを適切に、かつ一体的に提供できる体制整備を図ります。

4 新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応や自然災害時における日常生活の支援

感染症の流行などの非常時であっても、それまでの地域のつながりや支え合いを維持し、住み慣れた場所で日常生活がおくれる仕組みづくりを支援します。

第3章 重点課題と施策

★は重点的取組、下線は変更項目

第1節 誰もがいきいきと活躍できる共生社会づくり

(1) 高齢者一人ひとりの取組の推進

- ① 生きがいづくり・社会参加(老人クラブ、レイカディア大学★等)
- ② 就労支援
- ③ 健康なひとづくり
- ④ 介護予防とリハビリテーション

(2) 共生のまちづくり

- ① 地域での共生社会づくり(支え合いの仕組みづくり、世代間交流)
- ② 健康なまちづくり、みんなでつくる「健康しが」、地域づくりによる介護予防(保健事業と介護予防の一体的実施:高齢者のフレイル予防★)
- ③ 安全・安心な滋賀の実現(交通安全、防犯、防災、感染症対策★)

第2節 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり

(1) 認知症とともに生きるためのそなえと医療・介護・福祉体制の充実

- ① 予防を含む認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進★
- ② 早期発見・早期対応ができる体制の充実
- ③ 本人の状況に応じた医療・介護等の提供
- ④ 地域における専門的支援体制の推進

(2) 地域で暮らし続けるための「認知症バリアフリー」の推進

- ① 若年(性)・軽度認知症施策の推進と社会参加★
- ② 認知症の人と家族を支える地域づくり(感染症を踏まえた支援★)

第3節 暮らしを支える体制づくり

(1) 医療福祉・在宅看取りの推進

- ① 本人の暮らしを中心に据えた医療福祉の推進(豊かな人生を生きぬくQOL・QODの推進★、感染症の流行による課題への対応★)
- ② 本人が望む形での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくり
- ③ 在宅療養を支援する医療・介護資源の整備・充実
- ④ 新たな在宅医療ニーズに対応できる人材の育成とスキルアップの仕組みの構築
- ⑤ 地域リハビリテーションの推進、要介護状態の改善と重度化予防

(2) 高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり

- ① 地域包括支援センターの機能強化★
- ② 地域ケア会議の取組の推進
- ③ 在宅療養を支援する多職種・多機関連携の推進
- ④ 入退院と在宅療養との切れ目ない円滑な連携の促進

(3) 高齢者の権利擁護の推進体制の構築

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 身体拘束廃止に向けたケアの工夫・改善
- ③ 高齢者の権利擁護の推進と成年後見制度の利用促進

第4節 2040年を支える介護職員等の確保・育成・定着の推進

(1) 介護職員等の確保 ① 介護人材の参入促進 ② イメージアップの強化 ③ 外国人介護人材の受入促進★

(2) 介護職員等の育成

- ① 介護分野における滋賀の福祉人の育成
- ② 多様なニーズに対応できる介護職員の育成
- ③ 介護支援専門員の養成と資質の向上

(3) 介護職員等の定着 ① 新任、現任職員への定着支援 ② 労働環境の改善

- (4) 介護現場の業務の改善(介護ロボット、ICT導入、業務効率化等)
- (5) 感染症に備えた職員の育成・確保★

第5節 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築

- (1) 居宅サービス(訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護等)
- (2) 地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等)
- (3) 施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設および介護医療院等)
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 共生型サービス
- (6) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
- (7) その他のサービス(養護老人ホーム・軽費老人ホーム等)
- (8) 高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保
- (9) 感染症や自然災害に強いサービス基盤づくり(感染症対策・物資の備蓄等)★

第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援

- (1) 介護給付適正化に向けての取組(介護認定適正化、ケアプラン点検等)
- (2) 自立支援・重度化防止等に向けた市町(保険者)支援
- (3) サービスの質の確保と自立支援に向けた事業所の取組の推進(事業所指導、研修等)
- (4) サービス選択を可能にする仕組みづくり(介護サービスの情報公表等)

第4章 計画の円滑な推進のために

市町の役割

- ・地域包括ケアの推進
- ・保険者として地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進

県の役割

- ・暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進という考えのもと医療・介護連携や地域包括ケアの推進などの市町の取組支援
- ・広域的なサービス基盤の整備と保健・医療・福祉サービスの人材確保

主な指標

健康寿命	(H28) 男性80.39歳 女性84.44歳
(R5) 健康寿命の延伸	
介護予防に資する 通いの場への高齢者の 参加率(週1回以上)	(R1) 4.8% (R5) 6.8% (R7) 8.0%
認知症相談医数	(R1) 376人 (R5) 390人
訪問診療を受けた 年間患者数	(R1) 10,178人 (R5) 11,522人
介護職員数	(R1) 20,233人 (R5) 22,800人 (R7) 23,900人
特別養護老人 ホームの定員数	(R2) 7,334人 (R5) 8,016人
セーフティネット住宅 の登録数	(R1) 200戸 (R5) 680戸 (R7) 1,000戸
介護給付適正化のた めの主要5事業すべて に取り組む市町数	(R1) 14市町 (R5) 19市町